

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 25 年 5 月 31 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部監督課
	監督課長 杉山 彰浩
	監察監督官 鳶 寿樹
	電 話 073 (488) 1150
	F A X 073 (475) 0113

平成 24 年度 司法事件処理状況

—送検件数は 12 件で、前年度より 2 件増加—

厚生労働省和歌山労働局（局長 ゆずりはしんいち 榎葉伸一）は、平成 24 年度に、和歌山労働局管下の 5 つの労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法違反の疑いで検察庁に送検した司法事件処理の状況を取りまとめた。

1 平成 24 年度の送検件数は 12 件で、平成 23 年度の 10 件に比べて 2 件の増加となった。

うち、賃金不払い残業等の労働基準法違反被疑事件は 6 件で、平成 23 年度の 4 件と比べて 2 件の増加となり、災害防止措置の不履行等の労働安全衛生法違反被疑事件は 6 件で、平成 23 年度と同数であった。（図 1）

2 業種別では、製造業 4 件、建設業 2 件、商業 2 件、運輸交通業 1 件、保健衛生業 1 件、その他の事業 2 件となっている。（図 2）

3 主な特徴としては、

(1) 賃金不払い残業に係るものが 4 件で、そのうち 3 件が告訴、告発によるものであった。

(2) 災害防止措置の不履行や無資格就労等の法違反を直接原因とする重大な災害を発生させたことにより送検したものは 4 件（製造業 3 件、建設業 1 件）であった。

(3) 虚偽の報告等により労災の事実を隠ぺいしようとした悪質な労災かくしに係る送検が 2 件であった。

(4) 強制捜査（搜索・差押）を行い送検したものが 1 件であった。

4 和歌山労働局では、平成 25 年度において、

(1) 台風 12 号による災害復旧工事を始めとする建設工事及び災害増加業種等を中心とした労働災害の防止、

(2) 賃金不払い残業の防止等の法定労働条件の履行確保、

を重点課題として推進していくところであり、今後とも、重大・悪質な法令違反に対しては、積極的に司法事件処理を行うなど厳正に対処する方針である。

主な送検事例

送検法条項	事 件 の 概 要
労基法 37 条	社会福祉施設において、労働者に対して時間外労働に係る割増賃金を支払わなかったもの。
安衛法 20 条 (安衛則 113 条)	金属製品製造工場において、旋盤から突出して回転しているパイプに接触する危険があったにもかかわらず、覆い、囲い等を設けていなかったもので、労働者が作業着を巻き込まれて左手を切断する災害が発生した。
労基法 37 条 他	自分、同僚に対し時間外労働及び休日労働に係る割増賃金が支払われていない等の法違反に対して告訴・告発がなされたもの。
安衛法 100 条 (安衛則 97 条)	道路工事の現場に派遣した労働者が右手指の骨折等により、休業 4 日以上の業務上災害が発生したにもかかわらず所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかったもので、意図的に労災を隠ぺいしようとした悪質な事案として送検したもの。
安衛法 20 条 (安衛則 158 条) 安衛法 61 条 (安衛令 20 条 1 項 12 号)	道路工事の現場において、作業員が運転中のドラッグ・ショベルと接触して死亡したもので、接触により危険を及ぼすおそれのある個所に労働者を立ち入らせ、さらに無資格者にドラッグ・ショベルを運転させていたもの。

(労基法：労働基準法 安衛法：労働安全衛生法 安衛則：労働安全衛生規則 安衛令：労働安全衛生法施行令)

図1 年度別送検件数の推移

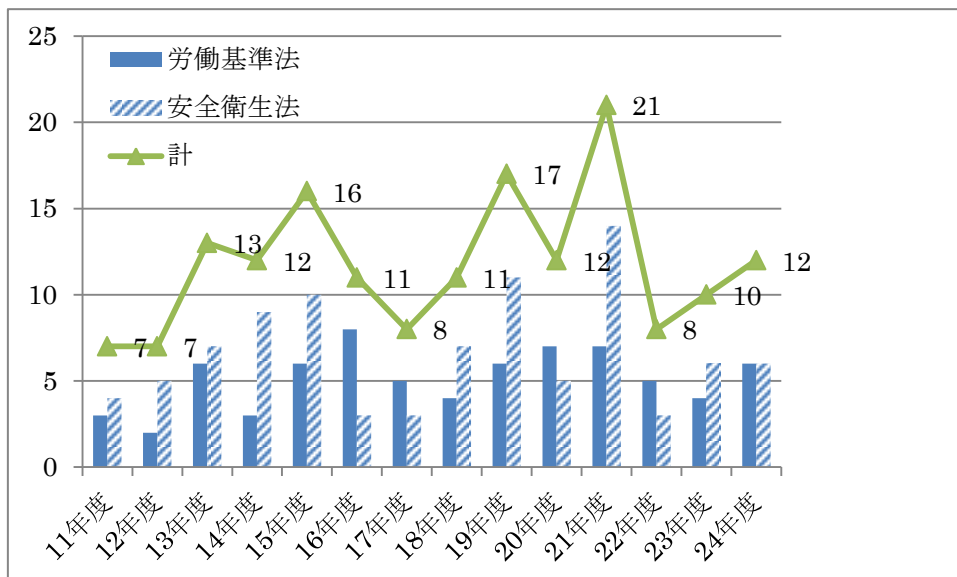


図2 平成24年度 業種別送検件数

